

## 交通災害共済に加入しましょう

平成20年度の交通災害共済の受付が始まっています。東京都市町村民交通災害共済「ちょこっと共済」は、都内の全市町村が共同で運営する共済制度で、交通事故にあった場合に見舞金が受けられる制度です。

**加入コース・会費** Aコース1,000円 Bコース500円

※大人も子どもも同額です。なお、4月1日現在、小・中学生の方（平成5年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた方）は、市が公費でBコースに加入します。

また会費（500円）を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

**共済期間** 4月1日～平成21年3月31日までです。（ただし、年度途中の加入の場合には、加入手続きの翌日から平成21年3月31日まで。）福生市指定金融機関派出所（市役所会計課内）及び市内の金融機関（郵便局を除く）窓口で申込みができます。

問合せ総合窓口課

市民契約保養施設を利用する場合、宿泊費の一部を助成します。  
今までとは同一年度、2泊ま

**市民契約保養施設利用の助成内容が変わります**

■市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況（平成20年1月末現在）				
	面積（km <sup>2</sup> ）	空き巣狙い	前月末比	ひったくり
本町	0.16			
志茂	0.28	1		
牛浜	0.23			
武藏野台	0.49			
福生	1.80	1		1
熊川	2.57	3		3
北田園	0.32			
南田園	0.41			
加美平	0.61	1		
東町	0.05			
合計	6.92	6		4

問合せ商工会 **551-2927**  
http://fussa-sci.com/

アドレス  
新しくなりました  
商工会のホームページが紹介しています。  
また、「メンバーズタウン」からは、登録された会員をキーワードで検索することができます。

## バイク・軽自動車などの廃車・変更手続きはお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在に、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

これらの車両を処分したり、譲渡された方で、まだ廃車や名義変更の手続きをされていない方は、3月31日までに所定の窓口で手続きを済ませてください。手続きが遅れると、平成20年度の軽自動車税が課税される場合があります。

なお、次のような場合には、課税課市民税係へご連絡ください。

●バイク等が盗難にあった

※登録、廃車、譲渡、住所変更などの手続きは、それぞれ所管の窓口で行ってください。

車種	手続き窓口
原動機付自転車（125cc以下）	市役所課税課市民税係 <b>551-1511</b>
小型特殊自動車	
二輪の軽自動車（126～250cc）	東京陸運支局八王子自動車検査登録事務所（八王子市滝山町1-270-2） <b>050-5540-2034</b>
二輪の小型自動車（251cc～）	
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所（瑞穂町長岡3-6-1） <b>557-6262</b>

問合せ課税課市民税係

## 交通ルールを守りましょう！

春の交通安全  
フェスティバルの開催

確認していただく機会として、家族そろっての参加をお待ちしています。

4月6日～15日まで実施される春の交通安全運動にさきがけ、春の交通安全フェスティバルを開催します。

当日は一日署長に歌手のさこみちよさんを迎えて、唄とトークショーも行われます。ぜひお出かけください。

日時 3月18日（火）午後7時（開場6時）

場所 市民会館小ホール（つつじホール）

内容 映画と講話

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係

※入場無料

内容式典・トークショー

問合せ 安全安心まちづくり課地域安全係

内容式典・トークショーや課地域安全係

丈夫」と絶対に油断をしないことです。そのうえで、次のことについて注意しましょう。

▼植木など、通りかかるてのドアや窓に鍵をかけるべく死角にならないように

▼長期外出のときは、新聞等をとめる

▼長期外出のときは、新聞等をとめる

▼不審な人物を発見したら、すぐに警察に連絡します。

月1日からは1泊のみの助成となります。

助成額 大人3,000円、子ども2,000円、民宿一律2,000円

問合せ 総合窓口課

で助成していましたが、4月1日から自らは1泊のみの助成となります。

助成額 大人3,000円、子

ども2,000円、民宿一律2,000円

問合せ 総合窓口課

## まちの話題1

### 東京都から自殺をなくそう！

## 3月は東京都の自殺対策強化月間です

### いのちを大切に「自殺防止!東京キャンペーン」

東京都では、自殺の防止等に関する都民の理解を促進するために、3月を自殺対策強化月間として、「自殺防止!東京キャンペーン」を実施します。

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようになる
- 社会的な取組みで自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 遺された人の苦痛を和らげる
- 民間団体との連携を強化する

## 手数料の改定等について

市手数料条例改正案が昨年12月の市議会定例会において可決され、4月1日から土地または建物に関する証明手数料を改定するとともに、新たに道路台帳平面図等の写しの交付及び印鑑登録証の交付（初回の登録に係るもの）を除く）、並びに郵送等により送付を求める場合の証明等の手数料を定めました。

証明書等交付の手数料は、交付に係る原価費用、受益者負担の適正化を図ること、またさまざまな社会情勢等を考慮して定めたもので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 総合窓口課・まちづくり計画課

改定される証明書等	単位	手数料
土地評価証明書	1件(5筆まで)	200円
土地公課証明書	1件(5筆まで)	200円
家屋評価証明書	1件(5棟まで)	200円
家屋公課証明書	1件(5棟まで)	200円
新たに手数料を設ける証明書等		
印鑑登録証の交付（初回の登録に係るもの）	1件	200円
郵送等により送付を求める場合の証明書等（身分に関する証明、税務に関する証明、土地または建物に関する証明、住民票、戸籍の附表等の記載事項の証明、住民票、戸籍の附表等の写しの交付）		
道路台帳平面図等写しの交付（道路台帳平面図、土地境界図、公共下水道台帳施設平面図、その他これらに係る関係図面の写し）	1枚	200円